

# 令和2年度緑の普及啓発事業業務委託契約書（案）

山梨県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、『令和2年度緑の普及啓発事業』の業務（以下「業務」という。）について、次の条項により契約を締結する。

## （委託内容）

- 第1条 甲は、業務を別紙「令和2年度緑の普及啓発事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり、乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。
- 2 この契約書、仕様書、募集要項、添付資料、企画提案書等の間に齟齬がある場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

## （委託期間）

- 第2条 委託期間は、契約日から令和3年3月31日までとする。

## （委託料）

- 第3条 委託料は、金 円  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円）とする。
- 2 乙は、次の各号に定める時期及び支払額のとおり前金払を請求することができる。
- (1) 契約締結時に、第1四半期分として委託料の30%（100円未満切捨て）  
金 円
- (2) 7月に、第2四半期分として委託料の20%（100円未満切捨て）  
金 円
- (3) 10月に、第3四半期分として委託料の20%（100円未満切捨て）  
金 円
- 3 前項による支払額以外の委託料は、第12条の完了検査に基づき支払うものとする。
- 4 甲は、乙からの適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。
- 5 甲は、第13条の業務調査の結果、乙の責めに帰すべき事由により委託業務の一部が実施されていないことが確認された場合には、既に支払った委託料の一部の返還を乙に請求することができる。

## （遅延利息）

- 第4条 甲の責めに帰すべき事由により、前条の支払期限までに委託料を支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。
- 2 前項の遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により計算した金額とし、その端数計算については同条第2項の規定による。

## （契約内容の変更）

- 第5条 契約締結後において、乙がこの業務を行う上で必要であると甲が認める場合、又は天災事変その他不測の事態に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められる場合は、甲乙協議の上、契約金額、契約期間その他の契約内容を変更することができるものとする。

## （契約保証金）

- 第6条 甲は、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2第7号の規定により、契約保証金を免除するものとする。

## （再委託の禁止）

- 第7条 乙は、業務の全部又は一部の処理を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、業務の一部の再委託についてあらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第8条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(主任者)

第9条 乙は、業務の管理を行う主任者を定め、その氏名その他の必要な事項を甲に通知しなければならない。主任者を変更したときも同様とする。

2 甲は、前項に係る主任者の管理が不相当であるため業務の実施に支障が生じていると認められた場合は、乙に対し、理由を示してその交代を求めることができる。

(業務計画等)

第10条 乙は、契約締結日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した業務計画書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 業務運営体制
- (2) 業務分掌
- (3) 業務に係る収支予算
- (4) 緊急時連絡体制並びに緊急連絡網
- (5) その他甲が必要と認める事項

2 乙は、前項の規定により提出した業務計画書を変更しようとする場合は、甲の承認を受けなければならない。

(業務実績報告)

第11条 乙は、令和3年3月31日までに、次に掲げる事項を記載した業務実績報告書を甲に提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況
- (2) 業務に係る収支決算
- (3) その他甲が必要と認める事項

(完了検査等)

第12条 甲は、前条の規定により乙から業務実績報告書が提出されたときは、遅滞なく内容を検査し、契約内容に適合すると認めるときは、委託料の額を確定し、これを乙に通知するものとする。

(業務調査)

第13条 甲は、乙の業務の処理状況について随時に調査し、若しくは必要な報告を求め、又は業務の処理に関して乙に必要な指示をすることができる。

2 乙は、甲の求めに応じて経理書類その他の資料を提出するものとする。

(遵守事項)

第14条 乙は、業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則並びに甲の指示を遵守しなければならない。

(契約の解除等)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (2) 乙の業務の処理が不相当であると甲が認めたとき。
- (3) 乙が契約を履行できないと甲が認めたとき。
- (4) 乙又は乙の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
  - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - ウ 乙若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- カ 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を甲の指定する日までに支払うものとする。この場合は、乙は甲にその損失の補償を求めることはできない。

(契約解除に伴う措置)

- 第16条 この契約を解除した場合において、履行部分があるときは、甲は、当該履行部分を検査の上、相当と認める額を乙に支払わなければならない。
- 2 前項の場合において、前払金があったときは、当該前払金の額を同項の履行部分に相当すると認める額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、その余剰金を甲に返納しなければならない。
- 3 乙は、当該金額を甲の指定する日までに甲に返納しなければならない。

(事故等の処理)

- 第17条 乙は、業務の遂行に重大な支障をきたし、又はきたすおそれがある事故等が発生した場合は、速やかにその旨を甲に報告し、指示を受けなければならない。

(賠償義務)

- 第18条 乙は、その責に帰すべき理由により、業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(経理及び書類の整備)

- 第19条 乙は、業務とこの業務以外の業務を区分して経理しなければならない。この場合において、この業務に係る金銭については、専用の口座で管理するものとする。
- 2 前項の業務に係る会計書類は、業務年度終了後5年間保存しなければならない。

(秘密の保持)

- 第20条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他に漏らし、又は業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

- 第21条 乙は、業務を通じて取扱う個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- 2 甲は、乙及び業務に従事する者が山梨県個人情報保護条例（平成17年山梨県条例第15号）に定める義務に違反したときは、乙に必要な措置を指示することができる。

(信義等)

- 第22条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(その他)

- 第23条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、山梨県財務規則の定めるところによるものとするほか、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、両者押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年4月 日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号  
山梨県知事 長崎 幸太郎

乙

## 【別記】

### 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による受託業務（以下「本件受託業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、本件受託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、本件受託業務に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）を取り扱って作業に従事する者（以下「作業従事者」という。）を明確にし、及び当該作業従事者の監督その他作業現場における本件個人情報の適正な管理について責任を有する者（以下「セキュリティ責任者」という。）を設置しなければならない。

(作業従事者等に対する周知等)

第4条 乙は、作業従事者及びセキュリティ責任者に対し、あらかじめ次に掲げる事項を周知するとともに、本件個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(1) この個人情報取扱特記事項の内容

(2) 在職中及び退職後においても本件受託業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。

(3) 受託業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したとき又はその業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、若しくは盗用したときは、山梨県個人情報保護条例（平成17年山梨県条例第15号）により罰則が適用される場合があること。

2 乙は、個人情報の取扱いに従事する者に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人情報の保護措置に習熟させるための啓発その他必要な教育及び研修を行うよう努めるものとする。

(作業場所の限定等)

第5条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、甲が本件受託業務を処理する場所として指定した場所以外の場所で本件個人情報を取り扱わないものとする。

(1) 甲の指示又は事前の承認があるとき。

(2) 乙が本件受託業務を行う上で甲が指定した場所以外の場所で本件個人情報を取り扱うことが必要なとき。

2 乙は、正当な理由があるときを除き、前項に規定する甲が指定した場所から本件個人情報を持ち出さないものとする。本件個人情報を持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化等、安全確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第6条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、本件個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全確保のために必要な措置を講じなければならない。

(1) 第3条の規定により明確にされた作業従事者及び同条の規定により設置されたセキュリティ責任者以外の者をして本件受託業務に従事させないこと。

(2) 乙の管理に属さない情報機器等を利用して本件個人情報を取り扱わないこと。

(3) 本件個人情報は、紙媒体、電磁的記録を問わず、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管する等、適切に管理すること。

(4) 甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件受託業務を行うために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならないこと。

(5) 本件個人情報記録された資料等のうち不要となったものについて、業務終了後直ちにこれを甲に返却し、又は引き渡すこと。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(取得の制限)

第7条 乙は、本件受託業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により取得しなければならない。

2 乙は、本件受託業務を行うために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 乙は、甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、甲の事前の承認があるときを除き、本件受託業務を第三者に委託してはならない。

(調査等)

第10条 甲は、乙による本件個人情報の取扱い状況を調査するため必要があると認めるときは、実地に調査し、又は乙に対して説明若しくは報告をさせることができる。

(指示)

第11条 甲は、乙による本件個人情報の取扱いが不相当であると認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(事件等の報告)

第12条 乙は、本件個人情報の漏えい、滅失又はき損に係る事件又は事故（本条において「事件等」という。）が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事件等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事件等に係る個人情報の項目・内容・数量、当該事件等の発生場所、発生状況等を詳細に記載した報告書及び今後の対処方針を記した文書を提出し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、本件受託業務について事件等が発生したとき、甲が必要に応じ乙の名称を含む当該事件等の概要を公表することを受忍するものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第13条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償若しくは履行代金の減額を請求することができるものとする。

(個人情報保護方針の策定等)

第14条 乙は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言を策定し、及び公表することにより、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めるものとする。